

水道料金・下水道使用料の 改定案

令和3年6月 旭川市水道局

目次

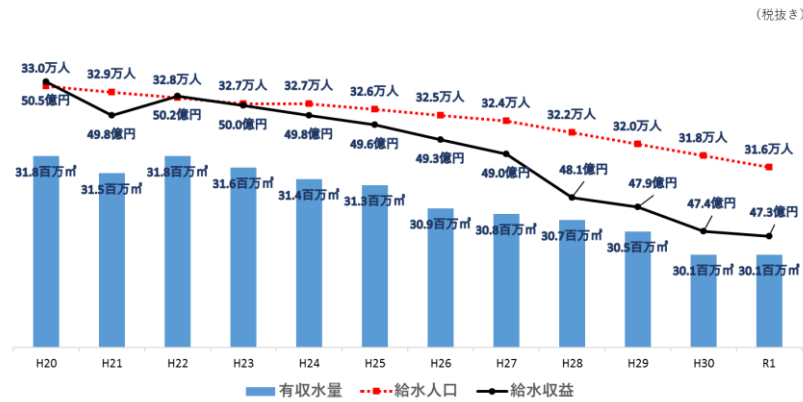
I	水道料金・下水道使用料の見直しの背景	P1~2
II	水道料金の算定期間・平均改定率	P3
III	水道料金の現行制度の課題と見直し方針	P4
IV	水道料金の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）	P5
V	下水道使用料の見直し方針	P6
VI	下水道使用料の現行と改定案の比較（1か月・税抜き）	P6
VII	改定の影響額（1か月・税抜き）	P7
VIII	今後のスケジュール（予定）	P8
	【参考資料】	
	・参考資料1 アンケートの実施結果	P8
	・参考資料2 公営企業の基本原則	P9
	・参考資料3 料金体系のパターン	P10
	・参考資料4 基本水量制について	P11
	・参考資料5 口径別料金体系について	P12
	・参考資料6 他都市との水道料金比較	P13

I 水道料金・下水道使用料の見直しの背景①

水道事業・下水道事業は、原則、必要な経費を料金収入で賄う独立採算制で運営しています。

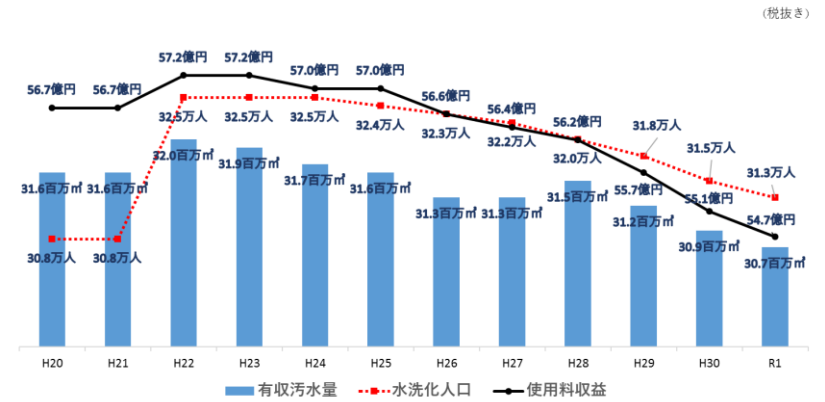
水道料金

有収水量・給水人口・給水収益の推移



下水道使用料

有収汚水量・水洗化人口・使用料収益の推移



※水洗化人口は平成22年度から集計方法を変更しています。

人口減少などにより収益が減少しています

老朽化した配水管や水道施設の更新の増大

【水道】耐用年数40年を超える管が増加

令和元年度 全体の約18%

5年後 全体の約34%まで増加の見込 ※更新を行わなかった場合

老朽化した下水管や下水道施設の更新の増大

【下水道】耐用年数50年を超える管が増加

令和元年度 全体の約2%

5年後 全体の約10%まで増加の見込 ※更新を行わなかった場合

老朽化した管や施設を計画的に更新するための費用が必要です

I 水道料金・下水道使用料の見直しの背景②

これまでの改定の状況 (消費税に関わるものを除く)

	水道料金	下水道使用料
平成4年4月	平均改定率 13.92%	平均改定率 25.12%
平成8年4月		平均改定率 19.90%
平成13年4月		平均改定率 10.20%

※平均改定率とは、
現行料金での料金収入に対して、
改定後の料金で算定した場合に、
増減する料金収入の比率です。

30年近く経過

20年経過

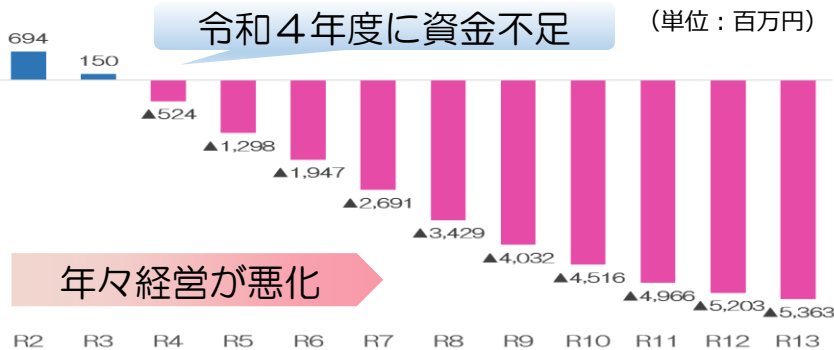
人員削減等による経費節減
に取り組んできました。
H4年度314人⇒R2年度170人

水道料金は平成4年度、下水道使用料は平成13年度以降改定なし

長期財政推計 ※水道事業・下水道事業 中期財政計画 (令和2～5年度) から抜粋

水道事業の年度末資金残高の見通し

下水道事業の年度末資金残高の見通し



水道料金は値上げのための見直しをします
令和4年度からの資金不足を解消します

下水道使用料は値上げのための見直しをしません
資金不足額を減らすよう経費節減に取り組みます

II 水道料金の算定期間・平均改定率

料金算定期間の考え方

算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準とすることが妥当とされていますが、改定率を最小に抑えるため、6年間にします。

水道事業の単年度収支の見通し

(単位：百万円)

年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
単年度資金収支	▲674	▲774	▲649	▲744	▲738	▲603
算定期間3年	3年平均 ▲699			—	—	—
算定期間4年	4年平均 ▲710				—	—
算定期間5年	5年平均 ▲716					—
算定期間6年	6年平均 ▲697					

令和4年度から令和9年度までの6年間を料金算定期間とします

総括原価方式による料金の算定

独立採算の原則から、総括原価（必要な原価）と料金収入が等しくなるように料金を設定します。総括原価は財政計画で算出した長期推計の費用に資産維持費を加えて算出します。

※資産維持費とは、施設の計画的な改修・更新などに必要となる費用です。

総括原価の算定

(単位：百万円)

	資産維持率	資産維持費	総括原価	平均改定率	R9 資金残高
財政計画	—	—	—	0%	▲4,032
標準	3.00%	1,658	5,877	27.72%	3,622
改定案	1.93%	1,067	5,286	14.90%	75

資産維持率の考え方

資産維持率を標準の3%とすると、平均改定率が約28%となり、使用者に大きな影響を及ぼすことから、資産維持率を1.93%とし、資産管理に最低限必要な資金を確保します。

平均改定率は約14.90%となります

Ⅲ 水道料金の現行制度の課題と見直し方針

現行制度の課題

①基本水量制

単身世帯の増加や節水機器の普及により1世帯当たりの使用水量が減少しています。令和元年度決算では、家事用の基本水量以内の利用者が約33%となっており、増加傾向です。現行制度では8㎡までの使用が定額であることに不公平が生じています。

②用途別料金体系

メーターに係る費用や一度に使用できる水量に応じた費用は、メーターの大小により差があり、現行制度では、その費用の差を基本料金に反映させていないため、不公平が生じています。

※用途別料金体系とは、用途によって料金を設定する料金体系をいいます。

※口径別料金体系とは、メーターの口径（給水管の太さ）の大小によって料金を設定する料金体系をいいます。

③逡増（ていそう）制

現行制度は、使用水量区分ごとに1㎡当たりの料金が高くなる逡増制となっています。逡増制は、水需要の増加時期に、施設整備の費用を水を多く使用する大口需要者に求めるために導入しており、大口需要者と家事用の利用者に料金の格差が生じています。現在、水需要は減少傾向にあり、施設の維持管理が主となっていることから、逡増制を採用した時代とは状況が変化しています。

見直しの方針

基本水量制を廃止します

- 基本料金は少量利用者に配慮し、現行より引き下げます。
- 経営の安定のため、全体収入の30%程度を確保します。

メーター価格差を基本料金に反映させます

- 口径別・用途別併用の料金体系とします。
- 大幅な改定にならないように基本料金を設定します。

逡増制を緩和します

- 逡増制を緩和するため、家事用以外の21㎡以上の従量料金の改定率を平均改定率以下に抑制します。

IV 水道料金の現行と改定案の比較 (1か月・税抜き)

現行の水道料金表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
家事用	(8 m ³ まで定額) 1,020円	家事用	1~8m ³	—
			9m ³ ~	143円
家事用 以外	(8 m ³ まで定額) 1,020円	家事用 以外	1~8m ³	—
			9~20m ³	143円
			21~50m ³	179円
			51~200m ³	215円
臨時用	(10m ³ まで定額) 6,300円	臨時用	1~10m ³	—
			11m ³ ~	630円

改定案の水道料金表

口径 (mm)	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
13~50	860円	家事用	1~8m ³	41円
75~100	1,320円		9m ³ ~	166円
150	2,700円	家事用 以外	1~8m ³	41円
200	3,270円		9~20m ³	166円
250	6,340円		21~50m ³	204円
			51~200m ³	245円
臨時用	口径別基本料金 に4,000円を加算		201m ³ ~	257円

※一般家庭で使用されているメーターの口径は主に13mm~25mmです。

①基本水量制の廃止 ②メーターの大小に応じた基本料金 ③逡増制の緩和

- 少量使用者に配慮し、基本料金を現行より引き上げ、口径別の最低単価を860円としています。
(基本料金で収入全体の約29%を確保できる見込みです。)
- 口径13~50mmの基本料金を同一としています。
(家事用で極端な負担増とならないように口径13~20mmのメーター価格を考慮して設定しています。)
- 逡増制を緩和し、家事用以外の21m³以上の従量料金の改定率を平均改定率以下に抑制しています。

●平均改定率

14.90%

●臨時用

臨時用の使用実態は、家事用以外と類似しており、家事用以外との負担の公平化を図るため、従量料金を家事用以外と同一とします。基本料金は、臨時給水に関する管理業務費用として、口径別基本料金に4,000円を加算します。

V 下水道使用料の見直し方針

見直しの方針

下水道使用料は値上げのための見直しをしません、
使用料の体系を見直します

①基本水量制の廃止

全体の収入が変わらないように基本料金と1～8m³までの従量料金を設定します。
大幅な負担の増減を避けるため、基本料金を70円引き下げ、1～8m³までの従量料金を10円とします。

VI 下水道使用料の現行と改定案の比較 (1か月・税抜き)

現行の下水道使用料表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
			1～8m ³	9m ³ ～
家事用	(8 m ³ まで定額) 1,096円	家事用	1～8m ³	—
			9m ³ ～	156円
家事用 以外	(8 m ³ まで定額) 1,096円	家事用 以外	1～8m ³	—
			9～20m ³	156円
			21～50m ³	183円
			51～200m ³	251円
			201m ³ ～	275円

改定案の下水道使用料表

用途	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ あたりの料金)	
			1～8m ³	9m ³ ～
家事用	1,026円	家事用	1～8m ³	10円
			9m ³ ～	156円
家事用 以外	1,026円	家事用 以外	1～8m ³	10円
			9～20m ³	156円
			21～50m ³	183円
			51～200m ³	251円
			201m ³ ～	275円

Ⅶ 改定の影響額（1か月・税抜き）

家事用		水道料金				下水道使用料				合計			
使用水量		現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率
0m ³	基本料金	1,020円	860円	▲160円	▲15.69%	1,096円	1,026円	▲70円	▲6.39%	2,116円	1,886円	▲230円	▲10.87%
6m ³	高齢者1人世帯	1,020円	1,106円	+86円	+8.43%	1,096円	1,086円	▲10円	▲0.91%	2,116円	2,192円	+76円	+3.59%
8m ³	現行基本水量	1,020円	1,188円	+168円	+16.47%	1,096円	1,106円	+10円	+0.91%	2,116円	2,294円	+178円	+8.41%
12m ³	2人世帯	1,592円	1,852円	+260円	+16.33%	1,720円	1,730円	+10円	+0.58%	3,312円	3,582円	+270円	+8.15%
20m ³	4人世帯	2,736円	3,180円	+444円	+16.23%	2,968円	2,978円	+10円	+0.34%	5,704円	6,158円	+454円	+7.96%

※ 世帯人数別の使用水量は、モデルとして設定した目安の水量です。同じ世帯人数であっても使用の実態によって水量が異なります。

家事用以外		水道料金				下水道使用料				合計			
使用水量		現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率	現行料金	改定後	差額	改定率
200m ³	口径20mm	40,356円	46,050円	+5,694円	+14.11%	46,108円	46,118円	+10円	+0.02%	86,464円	92,168円	+5,704円	+6.60%
1,000m ³	口径50mm	221,156円	251,650円	+30,494円	+13.79%	266,108円	266,118円	+10円	+0.00%	487,264円	517,768円	+30,504円	+6.26%
5,000m ³	口径75mm	1,125,156円	1,280,110円	+154,954円	+13.77%	1,366,108円	1,366,118円	+10円	+0.00%	2,491,264円	2,646,228円	+154,964円	+6.22%

※ 使用水量は、それぞれ飲食業、宿泊施設、医療機関のモデルとして設定した目安の水量です。同じ業種であっても使用の実態によって水量が異なります。

下水道使用料は値上げのための見直しをしません。少量使用者に配慮し、基本水量制を廃止するため、8m³以上の使用者は10円増となります。

VIII 今後のスケジュール（予定）

時期	内容	時期	内容
令和3年6月下旬から7月中旬	市民説明会の開催 (市内16か所)	令和3年11月上旬	公聴会の開催
令和3年9月上旬から9月中旬	上下水道事業審議会における 市民意見を踏まえた 最終的なとりまとめ・答申	令和3年12月	令和3年第4回定例会において 条例改正案の提出
		令和4年4月	新料金施行 (6月検針分から適用)

参考資料1 アンケートの実施結果

アンケート調査の概要

調査方法

- 調査対象数 ①家庭用
旭川市民のうち18歳以上の男女3,000人
- ②事業者用
水道を契約している事業者のうち300件
- 抽出方法 ①住民基本台帳から地域別、性別、年齢層別
人口比率を考慮し無作為に抽出
- ②無作為に抽出
- 調査方法 調査票の郵送によるアンケート方式
- 調査期間 令和3年2月18日から令和3年3月26日まで

主な調査結果

●水道料金の見直しについて

- 必要最低限の料金値上げはやむを得ない
- 家庭用 : 69.8%
- 事業者用 : 69.8%

●優先して取り組むべきこと

- 老朽化した施設の計画的な更新
- 家庭用 : 56.2%
- 事業者用 : 55.2%

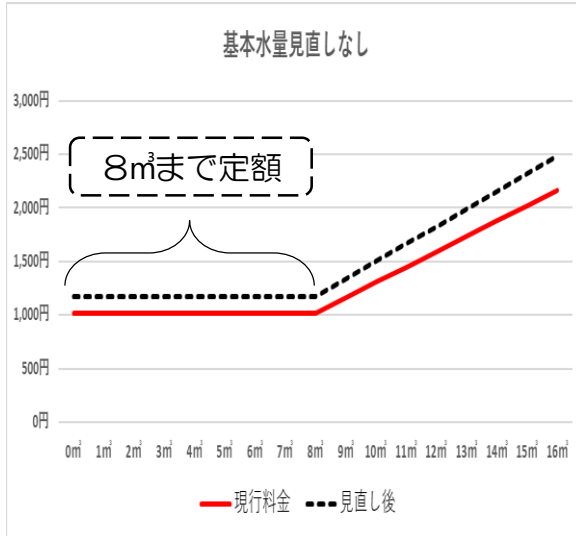
参考資料 2 公営企業の基本原則

経営の 基本原則	<p>(地方公営企業法第3条) 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p>
独立採算 の原則	<p>(地方公営企業法第17条の2第2項) 地方公営企業の経費は、経営に伴う収入をもつて充てなければならない。</p> <p>(地方公営企業法第17条の2第1項) 地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費は、地方公共団体の一般会計等により負担するものとする。</p>
公正妥当 な料金	<p>(地方公営企業法第21条第2項) 料金は、公正妥当なものでなければならず、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。</p> <p>(水道法第14条第2項第1号、第4号) 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>(下水道法第20条第2項第2号、第4号) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>

※原文を要約しています。

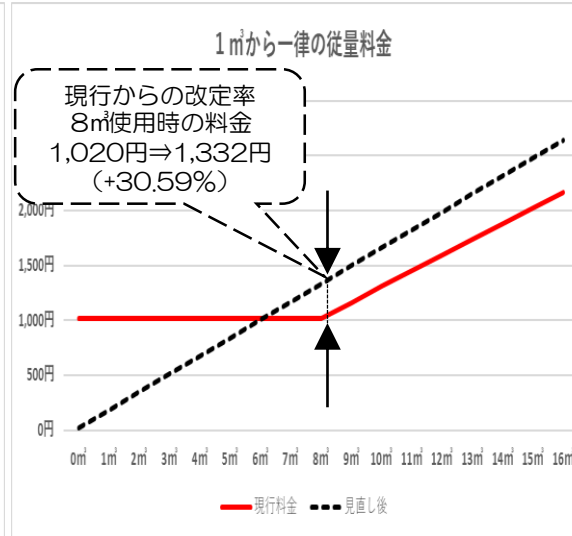
参考資料 3 料金体系のパターン

現行料金を一律に約14.90%
引き上げる場合



経営の安定化
につながりますが、
8m³未満の不公平が
解消されません。

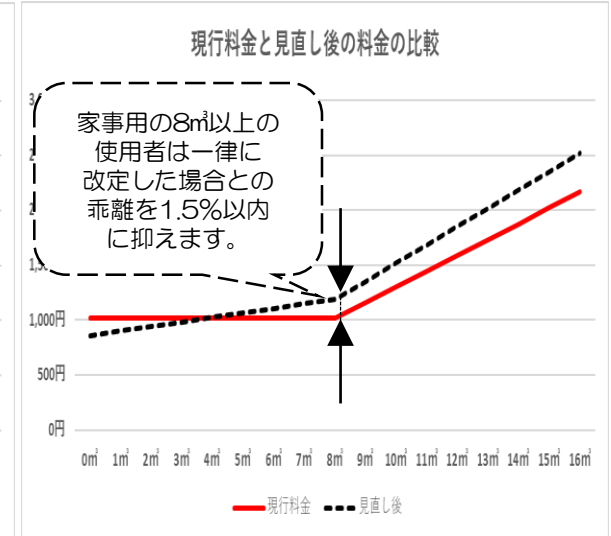
基本水量を廃止し1m³から
一律の従量料金とした場合



8m³使用時の改定率が
極端に高くなります。

基本料金が小さく
使用水量の変化の影響を
受けやすいため、
経営基盤が安定しません。

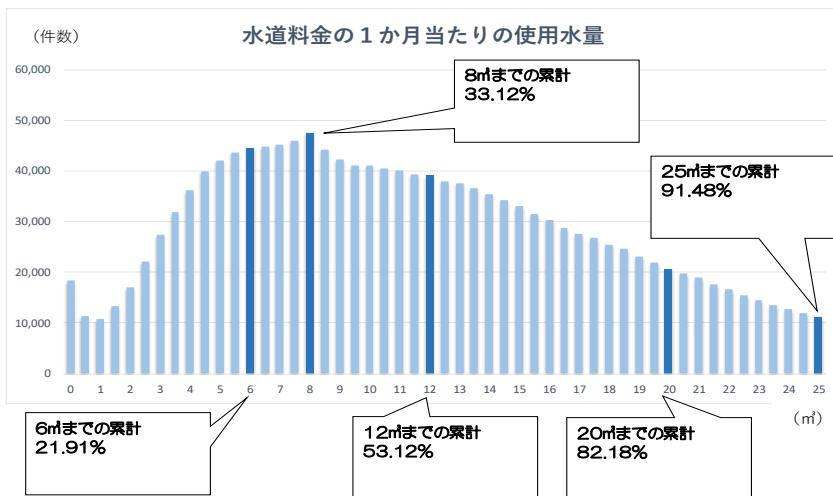
バランスの調整



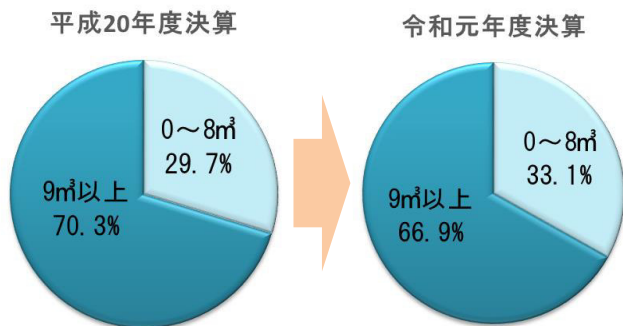
体系を見直しても
一部の使用者が極端な
負担増とならないように
配慮します。

参考資料 4 基本水量制について

使用水量別の調定件数分布（家事用）



基本水量以内の使用状況の推移（家事用）



基本水量制見直しの背景

令和元年度決算では、家事用の基本水量以内の使用者が約33%となっています。基本水量以内の利用者は、単身世帯の増加や節水機器の普及により、増加傾向となっています。他都市においても基本水量を廃止する自治体が増加しています。

道内主要10市の基本水量

都市名	水道料金	下水道使用料	見直しの状況
旭川市	8m³	8m³	
札幌市	10m³	10m³	
函館市	10m³	10m³	
苫小牧市	なし	8m³	H23.10⓪廃止
釧路市	なし	8m³	H30.4⓪廃止
帯広市	なし	なし	H20.4⓪ⓧ廃止
江別市	8m³	8m³	
北見市	なし	なし	H22.10⓪ⓧⓧ廃止
小樽市	10m³	10m³	
千歳市	なし	なし	H30.4⓪ⓧⓧ廃止

※令和3年4月1日現在、⓪は水道料金、ⓧは下水道使用料を表しています。

参考資料5 口径別料金体系について

メーター価格に応じた基本料金とする背景

メーターに係る費用はメーターの大小により差があります。
また、メーターは各使用者に無償貸与し、水道局の費用で8年ごとに取り替えています。

メーター単価

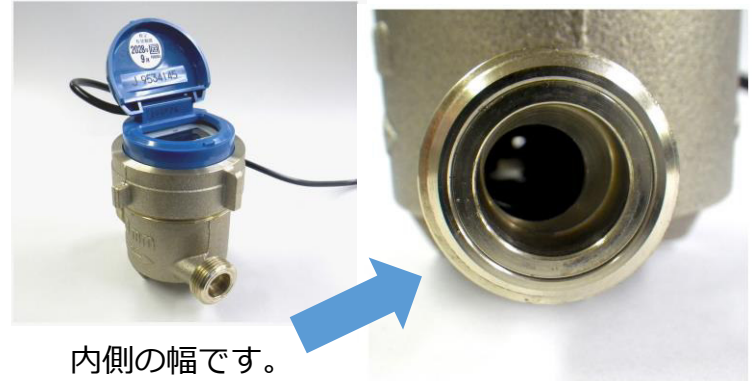
口径	単価
13mm	15,581円
20mm	23,326円
25mm	23,282円
40mm	26,866円
50mm	65,277円
75mm	96,365円
100mm	126,200円
150mm	349,000円
200mm	450,000円
250mm	997,000円

口径別件数の割合

口径	割合
13mm	46.81%
20mm	49.92%
25mm	1.82%
40mm	1.13%
50mm	0.27%
75mm	0.04%
100mm以上	0.01%
合計	100.00%

※令和元年度決算

メーターの口径とは…



道内主要10市の料金体系

都市名	料金体系	都市名	料金体系
旭川市	用途別	帯広市	併用
札幌市	併用	江別市	併用
函館市	併用	北見市	併用
苫小牧市	併用	小樽市	併用
釧路市	併用	千歳市	口径別

※令和3年4月1日現在

※併用とは口径別の区分と家事用・家事用以外といった用途別の区分の両方の区分があるものです。

※旭川市は見直しにより、口径別・用途別併用の体系となります。

※平成27年度から令和元年度の5年間の平均

参考資料 6 他都市との水道料金比較

道内主要10市の水道料金比較（1か月・税込み） ※令和3年4月1日時点

1 家事用

(1) 口径20mmで6㎡使用した場合

現行			改定後		
順位	都市名	水道料金	順位	都市名	水道料金
1	千歳	979円	1	千歳	979円
2	苫小牧	1,111円	2	苫小牧	1,111円
3	旭川	1,122円	3	江別	1,155円
4	江別	1,155円	4	旭川	1,216円
5	函館	1,221円	5	函館	1,221円
6	小樽	1,397円	6	小樽	1,397円
7	釧路	1,438円	7	釧路	1,438円
8	札幌	1,452円	8	札幌	1,452円
9	帯広	1,639円	9	帯広	1,639円
10	北見	1,982円	10	北見	1,982円

(2) 口径20mmで12㎡使用した場合

現行			改定後		
順位	都市名	水道料金	順位	都市名	水道料金
1	函館	1,456円	1	函館	1,456円
2	苫小牧	1,661円	2	苫小牧	1,661円
3	千歳	1,700円	3	千歳	1,700円
4	旭川	1,751円	4	小樽	1,804円
5	小樽	1,804円	5	札幌	1,892円
6	札幌	1,892円	6	江別	1,969円
7	江別	1,969円	7	旭川	2,037円
8	釧路	2,288円	8	釧路	2,288円
9	帯広	2,431円	9	帯広	2,431円
10	北見	2,965円	10	北見	2,965円

(3) 口径20mmで20㎡使用した場合

現行			改定後		
順位	都市名	水道料金	順位	都市名	水道料金
1	函館	2,398円	1	函館	2,398円
2	苫小牧	2,673円	2	苫小牧	2,673円
3	旭川	3,009円	3	千歳	3,099円
4	千歳	3,099円	4	小樽	3,432円
5	小樽	3,432円	5	旭川	3,498円
6	江別	3,597円	6	江別	3,597円
7	札幌	3,652円	7	札幌	3,652円
8	釧路	3,939円	8	釧路	3,939円
9	帯広	4,455円	9	帯広	4,455円
10	北見	4,716円	10	北見	4,716円

2 家事用以外

(1) 口径20mmで200㎡使用した場合

現行			改定後		
順位	都市名	水道料金	順位	都市名	水道料金
1	函館	33,341円	1	函館	33,341円
2	千歳	34,581円	2	千歳	34,581円
3	苫小牧	43,615円	3	苫小牧	43,615円
4	旭川	44,391円	4	旭川	50,655円
5	北見	55,876円	5	北見	55,876円
6	小樽	57,695円	6	小樽	57,695円
7	釧路	58,723円	7	釧路	58,723円
8	帯広	61,875円	8	帯広	61,875円
9	江別	62,788円	9	江別	62,788円
10	札幌	68,365円	10	札幌	68,365円

(2) 口径50mmで1,000㎡使用した場合

現行			改定後		
順位	都市名	水道料金	順位	都市名	水道料金
1	函館	170,995円	1	函館	170,995円
2	千歳	177,152円	2	千歳	177,152円
3	苫小牧	225,434円	3	苫小牧	225,434円
4	旭川	243,271円	4	旭川	276,815円
5	北見	279,138円	5	北見	279,138円
6	小樽	302,170円	6	小樽	302,170円
7	釧路	314,261円	7	釧路	314,261円
8	江別	321,607円	8	江別	321,607円
9	帯広	326,524円	9	帯広	326,524円
10	札幌	403,700円	10	札幌	403,700円

(3) 口径75mmで5,000㎡使用した場合

現行			改定後		
順位	都市名	水道料金	順位	都市名	水道料金
1	函館	823,790円	1	函館	823,790円
2	千歳	879,469円	2	千歳	879,469円
3	苫小牧	1,127,324円	3	苫小牧	1,127,324円
4	旭川	1,237,671円	4	帯広	1,348,138円
5	帯広	1,348,138円	5	北見	1,383,812円
6	北見	1,383,812円	6	旭川	1,408,121円
7	小樽	1,498,310円	7	小樽	1,498,310円
8	釧路	1,506,859円	8	釧路	1,506,859円
9	江別	1,615,207円	9	江別	1,615,207円
10	札幌	2,085,600円	10	札幌	2,085,600円